

# 令和3年4月の凍霜により影響を受けた農家の皆様へ 支援対策のお知らせ

令和3年4月に発生した凍霜により、町内の広範囲でおうとう（さくらんぼ）、りんご、ぶどう、ラ・フランス等の雌しべや花芽の枯死被害が発生しました。

この春の気象災害によって被災農業者の減収、営農意欲の低下、ひいては町全体の農業生産の減退が懸念されることから、町は、県が示した凍霜害・雹害緊急対策パッケージを受け、県、JAさがえ西村山と連携・協調した対策を検討しています。

なお、現時点で県から示されている主な支援内容は、次のとおりです。具体的な支援内容や新たな支援内容が示されたときは、改めてお知らせいたします。

※当該事業は予算措置後の支援となります。

## 現在示されている支援内容

### ○山形県農林漁業天災対策資金

資金使途	肥料、農薬購入費等の運転資金を原則無利子で融通
対象者	減収率30%以上等
貸付利率	0.80%（県と町との利子補給により0.80%まで引下げ。融資機関が0.80%引き下げて原則無利子で貸付）
償還期限	3～6年（据置期間なし）

### ○気象災害対策生産資材等緊急支援

事業内容	営農継続に向けた肥料、農薬の購入支援
対象品目	おうとうほか（その他の品目は、県が被害状況を精査したうえで追加予定）
事業要件	減収率50%以上等。（事業実施後、収入保険又は農業共済へ加入）
補助率	減収率50%以上 1/4（県1/6、町1/12） 減収率80%以上 1/2（県1/3、町1/6）

### ○気象災害対策施設整備等緊急支援

事業内容	農業用ハウスの新設整備、気象災害対策設備の導入等の支援
実施主体	農業協同組合、農業法人、農業者団体等
補助率	県：町＝2：1 【一般】1/2（県補助金額上限額：500千円～15,000千円） 【団地】1/2～6/10 （県補助金額上限額：500千円～40,000千円）

お問い合わせ 河北町農林振興課 農業振興係 TEL 73-2112

# 令和3年4月の凍霜や5月以降の雹により 被害を受けた農家の皆様へ

令和3年4月の凍霜や5月以降の雹により被害を受けた皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今般の災害による農業被害に関して、県による営農支援が実施される予定となっております。詳細を裏面にまとめさせていただきましたが、まだ草案の段階のため今後予告なく変更される場合があることをご了承ください。

つきましては、県の営農支援の活用が見込まれる場合は、下記問い合わせ先へ令和3年7月23日（金）までにご連絡してくださるようお願いいたします。今後の営農支援については、今回ご連絡くださった方へのご連絡とさせていただきます。また、期限を過ぎてからのご連絡では、今回の営農支援の対象とならない可能性がありますので、少しでも可能性がある場合はご連絡ください。なお、その際には以下の項目について伺いますので、事前に回答の用意をお願いいたします。

- ・ 名前、住所、電話番号
- ・ 被害を受けた品目
- ・ 被害を受けた品目ごとの減収率(詳細は下記のとおり)
- ・ 被害を受けた品目ごとの面積

問い合わせ先 河北町農林振興課農業振興係 Tel0237-73-2112

## 山形県気象災害対策生産資材等緊急支援事業交付金（仮称）

### 1. 対象災害

令和3年4月の凍霜害、5月以降の雹害

### 2. 対象品目

多年生の果樹、野菜等

### 3. 対象者

年間総所得の内、農業に係る所得が50%以上を占めているもの

### 4. 交付額

対象面積×交付単価

### 5. 対象面積

対象品目の作付面積、ただし次期作に取組まない面積を除く

### 6. 交付単価

減収率50%以上80%未満：基準単価×1/4

減収率80%以上：基準単価×1/2

### 7. 減収率

対象品目ごとの「収穫の減少量÷平年の収穫量」又は「収入の減少額÷平年の収入額」のいずれか大きい方

### 8. 基準単価

県が正式に設定しましたら改めてご連絡いたします。

例) 桜桃 80 千円/10a、桃 100 千円/10a、ぶどう 40 千円/10a 等

### 9. 事業要件

次年度も営農継続すること

事業実施後、収入保険又は農業共済へ加入すること